



地方消費税の基礎知識

地方消費税とは

消費税の増税が物議をかもししておりますが、現在の消費税 5%は、実は消費税 4%と地方消費税 1%の合計で 5%となっているのです。ですから正確には消費税等と記され、この等にあたる部分が地方消費税です。

地方消費税は、地方税法に基づき課される税金で、国の消費税額の 25%となっておりますので、 $4\% \times 25\% = 1\%$ とすることになるわけです。

消費税率引き上げではどうなるの？

内閣が閣議決定した「社会保障と税の一体改革大綱」では、今後消費税率が 8%になった場合は、地方消費税は、消費税額の 25%ではなく、消費税 6.3%地方消費税 1.7%。消費税率が 10%になった場合には、消費税 7.8%地方消費税 2.2%と言うなんとも複雑な税率になってしまいそうです。

しかし現在も国の消費税 4%の内 1.18%が地方交付税として、地方消費税と合わせて都道府県に分配されております。

地方消費税の清算

地方消費税は本来、消費された地域に納める税金ですが、実務上は納税義務者（会社や個人の事業者）の国税の納税地に地方消費税も合わせて納付されますので、最終消費地に税収を帰属させる為に、都道府県間で清算が行われます。

清算の方法は

都道府県間の清算は、6/8 が小売年間販売額（商業統計）とサービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）の合計額により、1/8 は人口（国勢調査）により、のこり 1/8 は従業者数（事業所・企業統計）により按分されて清算します。

市町村はどうなるの？

各市町村へは都道府県の清算後の税収の 1/2 が、人口と従業者数の比で交付金として交付されます。



内山篤 税理士事務所

お気軽にご相談ください TEL 053-401-7042

〒433-8109 静岡県浜松市中区花川町 171 (花川郵便局隣り)

URL <http://www.a-kaikei.net>

E-mail info@a-kaikei.net